

議案第 三〇号

三朝町職員旅費支給条例の一部を改正する条例

三朝町職員旅費支給条例の一部を、別紙のとおり改正する。

昭和四十年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町職員旅費支給条例の一部を改正する条例

三朝町職員旅費支給条例(昭和二十八年三朝町条例第一七号)の一部を次
のとおり改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

已分	鉄道賃		船賃		車馬賃		日当(日にて)		宿泊料(一夜にて)		食卓料(一夜にて)		備考
	県内	県外	上級	下級	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	
一等級の職 にあるもの	運賃	運賃	運賃	運賃	六 月	三 一 〇	三 六 〇	一 五 〇	一 八 〇	三 〇 〇	三 〇 〇	三 〇 〇	技能職にあるものを合し
二等級の職 にあるもの	〃	〃	〃	〃	六 月	二 九 〇	三 四 〇	一 四 〇	一 七 〇	三 〇 〇	三 〇 〇	三 〇 〇	事務職にあるものを合し
三等級の職 にあるもの	〃	〃	〃	〃	六 月	二 七 〇	三 二 〇	一 四 〇	一 七 〇	三 〇 〇	三 〇 〇	三 〇 〇	
四等級の職 にあるもの	〃	〃	〃	〃	六 月	二 五 〇	三 〇 〇	一 四 〇	一 七 〇	三 〇 〇	三 〇 〇	三 〇 〇	

附 則

この条例は、昭和四十年四月から施行する。